

議案第64号

藤久保地域拠点施設整備等事業変更契約の締結について

令和5年第4回三芳町議会定例会で議決された藤久保地域拠点施設整備等事業について、下記のとおり一部を変更する契約を締結したいので、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第12条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 藤久保地域拠点施設整備等事業 |
| 2 契約金額 | 変更前 金11,496,366,425円
変更後 金11,609,393,827円 |
| 3 契約の相手方 | 埼玉県入間郡三芳町大字上富1905番地2
みよしLINK株式会社
代表取締役 林 和男 |

令和7年12月1日提出

三芳町長 林 伊 佐 雄

提案理由

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第12条の規定により、提案するものである。

藤久保地域拠点施設整備等事業 変更仮契約書

- 1 事業名 藤久保地域拠点施設整備等事業
- 2 事業場所 埼玉県入間郡三芳町大字藤久保7233他
- 3 事業期間 自 従前のまま
至 従前のまま
- 4 元契約代金額に対する増額 金 113,027,402円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額) 金 10,275,117円
- 5 契約代金額変更に対する契約保証金増額 金 11,302,740円
- 6 契約代金額変更に対する前払金増額 なし
- 7 その他の特定条件

この契約は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第12条の規定の定めるところにより、仮契約を締結し、三芳町議会の議決（可決）後通知をもって本契約に読み替える。この契約は、三芳町議会において議決（可決）された場合には本契約として成立するものとし、又は、否決された場合には締結しなかったものとし、かつ、この場合において受注者にこのことにより損害を生じた場合においても、発注者は一切その賠償の責に任じない。

令和5年5月12日付で仮契約として締結され同年6月20日の三芳町議会の議決（可決）を得て本契約となった藤久保地域拠点施設整備等事業事業契約及びその後の変更契約について、上記のとおり維持管理及び運営業務のサービス対価の改定について変更し、この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和7年11月11日

住 所 埼玉県入間郡三芳町大字藤久保7233他()番地1
発注者 埼玉県入間郡三芳町
氏 名 三芳町長 林 伊 佐 雄

住 所 埼玉県入間郡三芳町大字上富1905番地2
受注者 みよしLINK株式会社
氏 名 代表取締役 林 和



参 考

変更事業概要

1. 事業名称 藤久保地域拠点施設整備等事業
2. 事業場所 埼玉県入間郡三芳町大字藤久保7233他
3. 変更概要 維持管理及び運営業務に関する費用増加（サービス対価の改定）

・物価変動による増加	102,752,285円
合計	102,752,285円
消費税	10,275,117円
変更による増加額（税込）	113,027,402円

変更前契約額 11,496,366,425円
（令和7年第5回三芳町議会定例会で議決された変更契約額を含む）
変更後契約額 11,609,393,827円